

パソコン申請を利用するには、予め自動車リサイクルシステムに申請者の登録を行う必要があります。自動車リサイクルシステムホームページより登録申込書をダウンロードし、必要書類を添えて自動車リサイクルコンタクトセンターに提出していただきます。登録申込を行う前に約款の内容を十分ご理解のうえ、申込みを行ってください。

「中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請事業者登録約款」

[http://www.jars.gr.jp/apd/k\\_jigyousya\\_yakkan.pdf](http://www.jars.gr.jp/apd/k_jigyousya_yakkan.pdf)

## 1. 登録申込書の入手方法

登録申込書類の入手先とお問い合わせ先は次のとおりです

入手先	自動車リサイクルシステムホームページ > 各種申請書書式 > 1. 事業者登録 > (2) 各工程の申込用紙および記入例 - 5) 中古車輸出業者の登録 <a href="http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html?1479706948454">http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html?1479706948454</a>
お問い合わせ先	自動車リサイクルコンタクトセンター TEL : 050-3786-7755 受付時間： 9:00～18:00（土日祝日・年末年始等を除く）

事業者登録が完了するまでに数週間かかります。

完了後、「システム登録完了通知書」がお手元に届きます。システム登録完了通知書に記載されている事業所コード・初期パスワードを使用してリサイクルシステムへのログインが可能です。事業所コード・パスワードは、自動車リサイクルシステムをご利用の際に必要なになりますので大切に保管してください。紛失した場合には、上記窓口へお問い合わせください。

## 2. 登録申込書等の送付先、宛先ラベル

登録申込書、必要書類を揃え下記窓口へ郵送でご提出ください。  
申込用紙は郵送のみ受付となります。宅配便はご利用できません。

〒105-8691

東京都芝郵便局 私書箱第8号

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター  
業者登録グループ 行